# 奈良工業高等専門学校間接経費取扱規程

平成３１年４月１１日制定
令和５年１０月１７日改正

（趣旨）

第１条　奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）において行う共同研究，受託研究，受託事業，補助金及び寄附金(以下「外部資金」という。)の受入における間接経費及び一般管理費(以下「間接経費等」という。)の取扱いについては，本校が定める規程，独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成３１年規則第１３２号），及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか，この規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規程において「間接経費」とは，共同研究，受託研究，受託事業，補助金及び寄附金において当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）以外に必要となる経費をいう。

２　この規程において「一般管理費」とは，国等からの委託や競争的資金に係る研究，事業及び補助金において直接経費以外に必要となる経費のうち間接経費に代わり計上する経費をいう。

（間接経費等の受入方法）

第３条　間接経費等は，共同研究，受託研究，受託事業，寄附金及び国等から間接経費等が措置された経費を受入れる際に併せて受入れるものとする。

（間接経費の受入割合）

第４条　間接経費の算定基準額及び適用率は，別表のとおりとする。

２　第１項の規定にかかわらず，民間企業等が別表に掲げる適用率と異なる率を定めているときは，校長と別途協議し定めることができる。

（間接経費等の管理運営）

第５条　校長は，本校の管理運営，教育研究並びに社会貢献事業を推進するために，第２条に定める経費の一部を使用することができる。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか，間接経費等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

１　この規程は，平成３１年４月１１日から施行し， 平成３１年４月１日から適用する。

２　この規程施行に伴い，「外部資金から間接・管理経費を徴収することについて（平成１９年３月８日制定）」は廃止する。

附 則

この規程は，令和５年１０月１７日から施行する。

別表１（間接経費等積算表）

| | 区分 | 間接経費等の積算率 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ① | 寄附金(教員研究助成金：研究助成金としての性格のものを除く)50万円以下 | 0% | 総額の内数で算出 |
| ② | 寄附金(教員研究助成金)100万円未満 | 10/110 | 総額の内数で算出 |
| ③ | 寄附金(教員研究助成金)100万円以上 | 30/130 | 総額の内数で算出 |
| ④ | 寄附金(財団による研究助成) | 財団提示率 | 総額の内数で算出 |
| ⑤ | 寄附金(その他：学生支援事業，教育支援事業，個人：教育活動等) | 0% | 総額の内数で算出 |
| ⑥ | 寄附金(その他：個人：研究限定) | 上記①②③に準じる | 総額の内数で算出 |
| ⑦ | 受託研究・受託事業 | 30% | 直接経費に左記率を乗じて算出 |
| ⑧ | 共同研究　100万円未満 | 10% | 直接経費に左記率を乗じて算出 |
| ⑨ | 共同研究　100万円以上 | 30% | 直接経費に左記率を乗じて算出 |
| ⑩ | 国等との「委託契約」，「補助金」に類するもの | 提示率 | 直接経費に左記率を乗じて算出 |

別表２(学内配分率)

| 区分 | 機構 | 教員ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ | 長期財源 |
|---|---|---|---|
| 共同研究，受託研究(民間)，受託事業，寄附金における間接経費 | | | |
| 10%又は10/110適用の場合（共同研究，寄附金） | 10% | 45% | 45% |
| 30%又は30/130適用の場合（共同研究，受託研究(民間)，受託事業，寄附金） | 10% | 75% | 15% |
| 科研費，受託研究、受託事業(国プロ及び国プロ起源の民間)の間接経費 | 10% | 45% | 45% |

ただし，機構の分配率が変動した場合は，機構とインセンティブの適用率を調整する。